

鳥取県国民健康保険団体連合会理事会議事録

招 集 年 月 日	令和6年7月8日（月）午後1時30分から
招 集 場 所	鳥取市立川町6丁目176 鳥取県東部庁舎 5階 501会議室
出 席 理 事	広田理事長 吉田副理事長 白石副理事長 小倉常務理事 深澤理事（代理：蔵増福祉部長） 伊木理事（代理：藤岡市民生活部長） 伊達理事（代理：亀井市民生活部長） 金兒理事 松浦理事（代理：赤坂副町長） 清水理事（代理：小林事務長） 中西理事（代理：米田医療・保険課長） 山本理事
欠 席 理 事	なし
出 席 監 事	入江監事
事務局出席者	渡邊事務局長 田渕総務課長 坂本事業推進課長 入江審査課長 大川総務課課長補佐 入江総務担当係長 濱本総務担当主任主事 保木本総務担当主事
会議の記録者	濱本総務担当主任主事
日 程	1. 開会 2. 理事長挨拶 3. 議事録署名理事選出 4. 議決事項 - 議案第1号 法人税法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴う鳥取県国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産管理運用規則等の一部改正について - 議案第2号 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う鳥取県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則等の一部改正について - 議案第3号 鳥取県国民健康保険団体連合会国民健康保険診療報酬審査支払規則の一部改正について （※上記議決事項は通常総会附議事項（報告事項）とする） - 議案第4号 令和6年度鳥取県国民健康保険団体連合会理事長表彰に係る被表彰者の選考について - 議案第5号 通常総会の招集について 5. 総会附議事項 1 報告事項（理事会議決事項） 令和6年7月8日 理事会 3件 2 議決事項 - 議案第1号 令和5年度鳥取県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について - 議案第2号 令和5年度鳥取県国民健康保険団体連合会決算の認定について - 議案第3号 令和6年度鳥取県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳

出予算補正（第1回）について

議案第4号 令和6年度鳥取県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（第1回）について

○業務勘定

○妊婦・乳児一般健康診査費等支払勘定

議案第5号 令和6年度鳥取県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（第1回）について

○業務勘定

議案第6号 令和6年度鳥取県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（第1回）について

○業務勘定

議案第7号 令和6年度鳥取県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（第1回）について

○業務勘定

議案第8号 令和6年度鳥取県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（第1回）について

○業務勘定

議案第9号 令和6年度鳥取県国民健康保険団体連合会役職員退職手当積立金特別会計歳入歳出予算補正（第1回）について

○業務勘定

6. 報告事項

【情勢報告】

1 被用者保険の適用拡大と国保の事業運営への影響について

【取組報告】

2 医療費適正化に係る国保連の取組について

3 循環器領域における効果的・効率的な保健・医療提供体制構築に向けたアドバイザー会議について

4 地域・職域が共同で健康づくりを実施するモデル事業の推進について

5 住民向け健康アプリ「とっとり健康+（プラス）」の活用状況と今後の展開について

6 国保総合システムの最適化及び市町村事務処理標準システムとの機能整理について

7 国保総合システムに係る令和7年度国庫補助要求に向けた対応について

7. 閉会

開

会

田淵総務課長 午後１時２５分、開会を告げる。

それでは、おそろいになられましたので、ただいまから鳥取県国民健康保険団体連合会理事会を開催させていただきます。

それでは、本日の出席者数を報告いたします。

理事１２人中、本人出席６人、代理出席５人、議長委任１人となっておりますので、会議が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、開会に当たり、広田理事長がご挨拶申し上げます。

理事長挨拶

広田理事長 皆さん、こんにちは。本日は、国保連理事会を開催したところ、たくさんご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃は、私ども国保連の各事業にご協力、ご支援いただいていることに感謝を申し上げます。

本日は、７月２２日の総会に諮る議案等について、皆さんにご審議いただこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最近の動きでいきますと、先月６月、骨太の方針で全世代型社会保障の構築が一つの柱になっており、強靱で持続可能な社会保障システムを確立する必要があるといったようなことが議論されたところでございますが、また、審査支払機関におきます医療費適正化の取組強化や、保険者機能の強化といったことにも言及されたところであります。また、こういった国の動きの中では、被用者保険の適用課題というものが今議論をされていることにも注視が必要ではないかということを考えているところであります。国保のほうにどのくらいの影響があるのかということも、これからよく見極めていかなくてはいけないなと思っております。またそれらについても、いろいろ情報収集しながら、対応してもらいたいと思っております。

とはいえ、私どもは、この３月に総合戦略ビジョンというものを決めまして、４つの大きな柱の下、取り組んでいくということにしておりますので、また引き続き皆さんにご協力、ご支援をいただけたらと思います。

さらには、かねてからずっと要望しておりました連合会業務のうち収益事業に該当するものの対応ですが、税制改正の中で、本会事業については、全て非収益事業の位置づけになるということになりまして、本日は、その内容についても事務局のほうから報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、先ほども申しましたとおり、７月の総会に諮る内容を検討ということを含めて、いろいろ盛りだくさんありますが、事務局のほうにも簡潔に説明するようには言っておりますので、皆さんにいろいろご審議いただければと思いますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

田淵総務課長 ありがとうございます。

理事会の議長につきましては、本会規約第３２条の規定により、広田理事長にお願いします。

議事録署名理事選出

広田理事長 それでは、私のほうで進めさせていただきたいと思いますが、最初に、議事録署名理事の選出についてですが、いつもどおりで、私のほうか

ら指名させていただいてよろしいでしょうか。

理事 はい。

広田理事長 ありがとうございます。

それでは、議事録署名理事につきましては、八頭町の吉田町長さんと、後期高齢者医療広域連合の山本事務局長さんをお願いできたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

広田理事長 それでは、4番の議決事項に入ります。

1番目が議案第1号の法人税法施行令等の一部改正についての運用規則の一部改正についてということで、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

渡邊事務局長 失礼いたします。事務局長の渡邊と申します。どうぞ皆様よろしく願いいたします。座って説明をさせていただきます。

皆様、タブレットの2、説明資料というものをご覧いただきたいと思います。2番の説明資料でございます。1ページをお願いいたします。法人税法施行令等の一部を改正する政令等が、令和6年4月1日に施行されたことに伴い、関係する規則について所要の改正を行おうとするものです。

改正する規則は4本ございます。財政調整基金積立資産管理運用規則、退職給付引当資産管理運用規則、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規則、健全運営積立金規則、以上の4本でございます。このたびの税制改正により、積立資産については、従前の積立上限あり、洗い替え方式から積立て上限なし、洗い替え方式廃止に変更されたことにより、所要の改正を行うものです。

施行期日につきましては、本日ご承認をいただきましたら、本日、令和6年7月8日を施行日とさせていただきたいと考えております。

具体的な改正内容ですが、2ページ以降に記載をいたしておりますが、積立額を次のように改正したいと考えております。

第1条が、財政調整基金積立資産について、でございますが、改正前は、当該年度の手数料収入の額の10分の1に相当する額と規定しておりましたが、改正後、財政の安定化を図るため、総会において承認された積立計画に定める額への改正。

第2条、退職給付引当資産については、3ページにかけて記載しておりますが、改正前、当該年度の翌年度以降5年以内に退職が見込まれる者に支給する退職手当支給額の5分の1に相当する額から、改正後、退職給付のため、総会において承認された積立計画に定める額への改正。

第3条は、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産については、改正前、当該年度の手数料収入の額の10分の3に相当する額から、改正後、審査支払業務等の高度化及び効率化のため、総会において承認された積立計画に定める額。

4ページに進みます。第4条では、健全運営積立金について、でございますが、まず、名称を健全運営積立資産に改めるとともに、積立資産の用途を庁舎の管理、運営等に対応するためとし、総会において承認された積立計画に定め

る額を積み立てるものとするように改正及びその他所要の規定の整備を行う改定を行おうとするものでございます。

5 ページをご覧ください。今回の税制改正の概要をまとめさせていただいております。このたびの税制改正により、連合会業務のうち、一定の要件に該当する業務は、収益事業から除外されることになりましたが、法人税法別表 2 の公益法人等であることに変わりはなく、支払基金と同じ公共法人になったわけではございません。

次に、本連合会事業がどのような位置づけになるかについてですが、非収益事業として整備される連合会事業は、次の 3 つの要件を全て満たす必要があります。

要件 1 として、保険者等から委託を受けて行う請負業。

要件 2 として、国保法その他の法令の規定に基づく保険者等の委託を受けて行う事業。保険者等が実施する保健事業等につき必要な援助を行う事業など。

要件 3 が、余剰が生じた場合には、翌年度の手数料等委託の対価を減額することとされている事業。

この 3 つの要件が必要となりますが、本会の全ての事業は、この 3 要件を満たしているため、非収益事業の位置づけとなります。

今回の改正を受けての対応ですが、現在の設置している特別会計を非収益事業の特別会計として存置するとともに、収益事業がないため、新たな会計を創設することはありません。

一方で、これまでとの変更点もございます。実費弁償方式では、歳入歳出予算書、複式予算書、歳入歳出決算書等は、所轄税務署に提出していましたが、厚生労働省に提出先が変更されます。

また、年に一回、翌年度 7 月末までに県に提出していた事業報告書について、これまで是一般会計、国保・後期特別会計分でしたが、介護・障がい・特定健診特別会計分も追加されます。

積立資産については、積立上限あり、洗い替え方式から積立上限なし、洗い替え方式廃止という会計処理に変更されます。

これに伴い、積立計画を厚生労働省に提出することが必要になりました。厚生労働省は、提出された積立計画や財務状況等を確認し、改善が必要な場合は連合会に改善要請をするということになります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

広田理事長 ありがとうございます。

税制改正も、少し挨拶の中で触れた内容でございましたが、皆さんのほうで何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

理事 はい。

広田理事長 それでは、議案第 1 号について、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

理事 はい。

広田理事長 ありがとうございます。

ご異議なしということで、そのように処理させていただきたいと思います。

続きまして、議案第2号について、ご説明をお願いいたします。

渡邊事務局長 それでは、先ほどの説明資料、6ページをご覧ください。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律が、令和6年4月1日に施行されたことに伴い、流行初期医療確保措置に係る事務の受託について、鳥取県と契約を締結しましたが、これに伴い、関係する規則について所要の改正を行おうとするものです。

改正する規則は2本。診療報酬審査支払特別会計経理規則、後期高齢者医療事業関係業務特別会計経理規則、この2本でございます。

改正内容は、県から委託を受けて行う流行初期医療の確保に要する費用の支払事務の経理を診療報酬審査支払特別会計及び後期高齢者医療事業関係業務特別会計の対象業務に加えるとともに所要の規定の整備を行おうとするものです。

施行期日につきましては、本日ご承認をいただきましたら、本日、令和6年7月8日を施行日とさせていただきたいと考えております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

広田理事長 事務局のほうからご説明がございました。何かご意見、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第2号について、承認いただけるということでよろしいですか。

理事 はい。

広田理事長 ありがとうございます。

それでは、ご異議なしということで、そのように処理させていただきたいと思います。

続きまして、議案第3号ですが、国保連の診療報酬審査支払規則の一部改正等について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

渡邊事務局長 それでは、説明資料の9ページでございます。指定訪問看護事業者による電子情報処理組織を用いた費用の請求が開始、すなわち訪問看護施設とのオンライン請求が開始されることに伴い、電子情報処理組織等を使用する場合の届出を行った指定訪問看護事業者についても保険医療機関、保険薬局と同様に、原則として翌月20日までに指定銀行を通じ支払手続を取るよう改めるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

施行期日につきましては、本日ご承認をいただきましたら、本日、令和6年7月8日を施行日とさせていただきたいと考えております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

広田理事長 ありがとうございます。

議案第3号について、今、説明を受けましたが、皆さんのほうで何かありますか。よろしいですか。

理事 ありません。

広田理事長 それでは、こちらの議案第3号も承認ということでよろしいですか。

理事 はい。

広田理事長 ありがとうございます。

それでは、こちらのほうもご異議なしということで、そのように処理させていただきたいと思います。

では、議案第4号ですが、理事長表彰に係る被表彰者の選考について、事務局から説明をお願いいたします。

渡邊事務局長 それでは、説明資料の12ページでございます。この表彰は、鳥取県国民健康保険団体連合会表彰規則により表彰するものであり、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に関し、功績顕著な団体、個人や、永年勤続者を表彰するものでありますが、令和6年度の被表彰者を次のようにしたいものであります。

団体につきましては、北栄町様、13ページに推薦理由を記載いたしておりますが、形式収支及び単年度収支が黒字で財政安定化、保険料納付率が県平均以上かつ2年連続向上、1人当たり医療費が県平均以下ということでございます。

個人の部につきましては、以下のとおりでございます。

市町村長、副市長村長等であって、退職10年を超える方、1名でございます。

国保事務担当職員、国保診療施設に勤務する医師等であって、10年以上在職、1名でございます。

国保診療施設等、国保連合会の職員であって、20年以上在職、7名でございます。

市町村国保運営協議会の委員、国保診療報酬審査委員会の委員等に10年以上在任、8名でございます。

このほか、国保事業等に特に功績が顕著であった方、2名でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

広田理事長 ありがとうございます。

ただいま説明があった被表彰者につきまして、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

広田理事長 それでは、通常総会の折に表彰させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、議案第5号の通常総会の招集について、事務局から説明願います。

渡邊事務局長 それでは、15ページでございます。通常総会の招集についてであります。来る令和6年7月22日（月）、13時30分から鳥取末広温泉町白兎会館におきまして通常総会を開催したいとするものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

広田理事長 ありがとうございます。

今月22日の1時半からということで、白兎会館で通常総会を開催するとい

うことでよろしいでしょうか。

理事 はい。

広田理事長 それでは、皆さん方も非常にご多忙のところだと思いますが、ご出席賜りますよう、よろしくお願いしたいと思います。

広田理事長 それでは、続きまして、総会の附議事項についてご審議をお願いしたいと思います。

まず、1の報告事項については、本日の規則の一部改正に関わる報告事項の3件でございますので、既に先ほど決定させていただきましたので、説明は省かせていただきたいと思います。総会のほうでは報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、総会附議事項2の議決事項について入りますが、この議決事項については、通常総会の当日の議決事項になるものでありますので、あらかじめご審議いただき、議案として提出することの議決をいただければと思っております。

それでは、議案第1号の令和5年度の事業報告の認定、そして、議案第2号の決算の認定について、一括議題としてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、一括して議案第1号から2号、事務局のほうで説明をお願いいたします。

渡邊事務局長 それでは、説明資料の16ページでございます。まず、事業報告書についてご説明をいたします。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行して、様々な制限が緩和・解除されました。また、当該感染症流行時から進められてきた医療・介護分野でのDXを通じたサービスの効率化・質の向上、データヘルス改革の着実な実行の取組が本格化した年度になりました。

このような状況の中、令和5年度は、保険者と共に歩む事業推進アクションプランの最終年度であり、同プランに掲げた4つの柱の目標達成に向けて取り組みました。

また、令和6年3月には、鳥取県国民健康保険団体連合会総合戦略ビジョンを策定しました。10年先の本連合会のあるべき姿を見据えた、今後5年間、令和6年度から10年度までのアクションプランであり、本連合会は、医療・保健・介護・福祉分野の総合的・専門的機関としての役割を担っていくということにしております。

16ページの下の方から、アクションプランの4つの柱に沿って重点事業をまとめさせていただきます。

1つ目の柱、予防・健康づくりの充実・強化についてです。まず、健康医療データ分析の拡充と健康アプリ等を活用した予防・健康づくりの新たな展開ですが、令和6年度から始まるデータヘルス計画や健康増進計画策定に向け、各種データの収集・分析、住民アンケート調査など、保険者と連携して住民の健康意識向上に向けた健康づくり施策を積極的に展開しました。

17ページにかけて、健康アプリについて記載してありますが、保険者向けアプリ、とっとり健康+（プラス）は、対象を後期高齢者まで拡大し、タブレット端末で利用できるように改修しました。住民向けアプリは、「知る」・「管理する」・「行動する」・「継続する」の4つの柱で構成し、健康づくりのきっかけづくりとなるよう、将来の疾病リスクの提示や生活習慣病の改善提案など、行動変容に導く内容としました。

このほか、市町村国保と協会けんぽが協働して進める健康づくりモデル事業、令和5年度から2年間でございますが、これを湯梨浜町で実施しております。この事業により、保健指導対象者のデータ共有やハイリスクアプローチの実施、地域・職域連携会議による既存ストックの活用に向けた体制を整えました。

また、保険者や医療機関、保険者協議会等と連携して、糖尿病重症化予防対策など、健康寿命の延伸に向けた取組を推進しました。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る市町村支援について、一体的実施事業を新規で開始する自治体に対して、後期高齢者医療広域連合と連携し、事業計画から実施、評価に至るまで、円滑で効果的な事業展開となるよう協働しました。

市町村保健師と在宅等保健師との協働については、在宅等保健師の会と連携して、人材育成や市町村保健師活動への人的支援等を推進しました。

科学的介護予防への取組について、主治医意見書の介護データを医療データや日常生活に係る調査結果と突合し、日常生活圏ごとの健康課題の把握や効果的な地域ごとの施策につなげました。

2つ目の柱。保険者共通事務の共同化についてです。レセプト二次点検は、縦覧・横覧点検を中心に医療費適正化の推進を図るとともに、特別調整交付金申請業務については、独自システムを開発し、業務の質の向上を図りました。

また、がん検診等に係る請求支払、検診データの入力、県への報告業務なども行いました。

18ページに進みます。特定健診受診率向上のため、みなし健診を後期高齢者まで拡充しました。

続いて、3つ目の柱。審査業務の充実・高度化についてです。令和6年2月に国保総合システムの受付領域についてクラウド化による機器更改を行いました。併せて、外づけシステムについてもクラウド化を行いました。また、審査結果の差異解消に向けては、審査基準の統一化の推進や可視化レポートニングによる審査結果の統一などに取り組みました。

4つ目の柱でございます。効率的な事業運営と組織体制の見直しについてです。保険者の厳しい財政運営を踏まえ、一層の経常経費等の節減を行い、効率的な業務運営を図ってまいりました。また、健康・医療データ分析や介護予防分析など、業務拡充により安定的な業務運営に努めました。

広報活動については、保険者等と連携し、広報効果の最大化に向け、多様なメディアやSNSによる情報発信など、多岐にわたる広報媒体を駆使し、広告換算額の拡大を図りました。

広告換算額につきましては、議案書の資料の４３ページに詳しく記載をしておりますが、そちらに記載してある数字だけ、今、口頭で申し上げます。

投資額７００万円に対して、広告換算額は３，０６８万円と約４．４倍の効果があると考えております。また、投資額７００万の財源ですが、その４割強は補助金、委託料が占めているということでした。

説明資料の１９ページをご覧ください。決算についてのご説明でございます。

令和５年度の一般会計及び特別会計の決算総額、歳入ですが、これは２，１６０億６，９２１万７，０００円であり、対前年比１．０２６でありました。

次に、一般会計及び特別会計、支払勘定を除いた部分の決算額です。歳入総額１９億７，４３８万８，０００円に對しまして、歳出総額１６億３，０８３万円であります。前年度に比べ、歳入は約２．４億円の減、歳出も約３．１億円の減となっていますが、これは介護職員処遇改善支援補助金等支援事業が令和４年度で終了したことが大きく影響をしております。一方で、国保総合システムをはじめとする各種クラウドシステム更改などがあるため、最終的な収支は、先ほど申し上げた数字となっております。

また、実費弁償計算がマイナスとなったことから実費弁償方式判定基準に基づく返還額はありませんでした。

支払勘定についてですが、５つの支払勘定の合計決算額は２，１４０億８，２９１万６，０００円であり、前年度に比べ約５６．６億円増加しています。国保は１％減少しましたが、後期・介護・障害・健診は、いずれも増加しております。

積立金につきましては、国保総合システムをはじめとする各種クラウドシステム更改に伴い、計画どおり減価償却引当資産を取り崩すとともに、令和６年度の国保総合システム機器更改等に備えて、ＩＣＴ等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産を積み増しました。

２０ページをご覧ください。審査支払手数料収入についてですが、国保は前年度比０．９８０となっていますが、被保険者数減、前年度比０．９５８、これによるものと考えております。また、後期は前年度比１．０２８、介護は前年度比１．００８となっていますが、被保険者数、前年度比１．０３０、要支援・要介護認定者数、前年度比１．００４と、共に増加しており、これに比例して増加しているところであります。

診療報酬等についてですが、国保、後期とも増加していますが、感染症公費の制度変更により、公費の負担額が減少し、診療報酬の負担が増になったことに加え、後期については、被保険者数の伸びによるものと考えています。

介護給付費については、審査件数の増加、介護報酬改定によるものと考えています。

２１ページをご覧ください。一般会計及び特別会計、支払勘定を除いた部分の性質別歳入決算の状況です。冒頭に申し上げたとおり、介護職員処遇改善支援補助金等支援事業が令和４年度で終了したことが大きく影響をしております。また、繰入金金の増加は、国保総合システムをはじめとする各種クラウドシステ

ム更改に伴い、計画どおり減価償却引当資産を取り崩したことによるものです。

22ページをご覧ください。一般会計及び特別会計、支払勘定を除いた部分の性質別歳出決算の状況です。収入と同様に、介護職員処遇改善支援補助金等支援事業が令和4年度で終了したことによる減。国保総合システムをはじめとする各種クラウドシステム更改に伴い、減価償却資産が大きく増加しております。

資料23ページ、24ページは、会計別に歳入・歳出の状況をグラフ化したものであります。

25ページは、各会計の決算を1枚にまとめたものでございます。

26ページは、一般会計及び特別会計、支払勘定を除いた部分の収入、支出の主なもの。

27ページは、支払勘定の主なものについて記載をしたものであります。

私からの説明は以上でございますが、事業報告及び決算については、6月25日に監事会を開催いたしました。その際、入江監事に報告書を作成していただいておりますので、説明をお願いしたいと思います。資料のほうは4、入江監事報告書というファイルをお開きください。

入江監事 入江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告書に沿ってご説明いたします。ちょっと重なる部分もあるかと思うので簡潔にご説明いたします。

まず、1、財政状態及び事業活動状況として、まず、国保連合会の当期の正味財産増減額、いわゆる企業会計でいうところの損益は、プラスの1億300万余となっております。併せて、正味財産期末残高は26億2,500万余となっております。その下にいわゆる企業会計でいうところの貸借対照表を載せております。右側に正味財産、資産から負債を引いた正味財産26億2,500万を計上しております。

続きまして、2ページ目、次は正味財産増減計算書、これについて、企業会計でいうところの損益計算書を5期比較で記載しております。ざっと見ていただいて、収益が、年、年で違いますが、ほぼ9億円強の収益を毎年得ていると、費用についても同じく9億円程度の費用になっていると。一番下の当期正味財産増減額、いわゆる最終損益については、当期は1億300万円ですが、前期以前はこのような数字になっています。

次に、収益事業課税の有無に関わる実費弁償の状況。これは先ほどもご説明があったとおり、当期については、実費弁償計算がマイナス379万5,000円余となったことから、収益事業課税等に問題は生じていません。

これについては、冒頭ご説明があったとおり、新5年度より、この収益事業課税のルールが変わりましたので、これが最後の実費弁償計算になります。

続きまして、3ページ目ですけれども、預金口座の統合に向けた取組、これは令和4年度よりずっと国保連合会の事務処理体制をできるだけ簡素かつ合理的なものにするという意味で、口座統合を進めてまいりました。令和6年4月段階で、最後のステップ3のところの作業をほぼ終了しておりまして、ほぼ問

題なく口座統合ができたかなと思っております。

引き続きまして、4として、消費税インボイス制度への対応。

あと、次のページの5、電子帳簿保存法、電子取引への対応。これについては、それぞれ税制等の改正もあって、それについて対応した内容を書いております。詳細はこの場では省かせていただきます。

最後、6番目、積立資産の取扱いの変更、これも先ほど冒頭にありましたとおりの法人税の改正に伴う積立資産の取扱いが変更されたことについて記載しております。これについても詳細は省略させていただきます。以上です。

広田理事長 ありがとうございます。

ただいま説明をいただきました令和5年度の事業報告並びに会計決算につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号、第2号については、ご承認ということでよろしいでしょうか。

それでは、通常総会にこの原案のとおり提案させていただきますので、よろしく願いをいたします。

では、議案第3号の令和6年度国保連合会一般会計歳入歳出予算補正（第1回）についてから議案9号まで、令和6年度の国保連合会役員等退職手当積立金特別会計歳入歳出予算補正（第1回）についてまで、本年度の補正予算額について、一括議題とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

理事 はい。

広田理事長 それでは、議案第3号から第9号まで、事務局のほうでご説明をお願いいたします。

渡邊事務局長 そうしますと、2番、説明資料のファイルにまたお戻りいただきたいと思います。2、説明資料というファイルでございます。29ページをご覧ください。今回の補正予算の概要でございます。

まず、業務勘定について、以下の3項目の補正でございます。

1つ目、内部事務システムの更改に伴う補正。2つ目、税制改正に伴い、各会計の積立資産を見直すことによる補正。3つ目、前年度決算の確定に伴う繰越金に係る補正。

支払勘定について、以下2項目補正がございます。

1つ目は、新生児聴覚検査費助成金審査支払業務について、委託保険者増による検査費用の増額による補正。2つ目は、妊婦・乳児一般健康診査支払業務について、妊婦健診における検査方法の見直しが行われ、検査単価が増額したことによる補正。

これらによる結果、補正予算の総額は7, 228万6, 000円の減額であります。

30ページをご覧ください。まず、内部事務システムの更改に伴う補正についてであります。本会で運用している内部事務システム、グループウェア機能であったりとか、勤怠管理機能があるものでございますが、これについて、サーバー機器の保守限界の到来が判明したことから、本年度中にサーバー機器を

調達し、システム基盤の更改をお願いするものです。補正額は3, 201万5, 000円の増額であり、財源は全て減価償却引当資産繰入金でございます。

31ページをご覧ください。税制改正への対応、積立資産洗い替えの廃止、繰越金の確定に伴う補正であります。令和6年税制改正により、積立資産の上限洗い替え方式を廃止され、各連合会で積立て計画を作成し、厚生労働省に提出することになりました。当初予算には洗い替え方式により予算計上していた積立資産、すなわち2つありますが、財政調整基金積立資産、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産、これについては、洗い替え方式により予算計上をしておりましたが、この洗い替えに係る予算は、歳入・歳出とも減額をした上で新たに策定した積立計画に基づく積み増しをお願いしております。また、令和5年度決算が確定したことに伴い、繰越金と予備費の増額をお願いしております。これらによる補正額は1億1, 352万1, 000円の減額です。

32ページは、積立計画案でございます。財政調整基金積立資産、退職給付引当資産、減価償却引当資産、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産、健全運営積立資産については、ここに記載しました考え方に基づき、積立目標額を設定し、今後5年間の積立取崩しについて計画案を策定いたしました。この計画につきましては、毎年度見直しをしていきたいと考えております。なお、税制改正に係る対応については、厚生労働省からまだ詳しい通知等が届いておりませんが、通知が届き次第、本日お示しした案に修正すべき点がないかどうかを確認した上で、規定に応じて、皆様にお諮りしたいというふうに考えております。

33ページでございます。支払勘定の補正でございます。新生児聴覚検査費助成金審査支払業務、妊婦・乳児一般健康診査支払業務に係る補正です。新生児聴覚検査費助成金審査支払業務について、委託保険者の増による検査費用の増額。妊婦・乳児一般健康診査支払業務について、妊婦健康診査における検査方法の見直しが行われ、検査単価が増額したことによる増額をお願いするものであります。これらによる補正額は922万円の増額です。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

広田理事長 ありがとうございます。

議案第3号から第9号まで、ただいま説明がありましたが、皆さんのほうで何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第3号から第9号までは、原案のとおり総会に提案することとしてよろしいでしょうか。

理事 はい。

広田理事長 それでは、原案のとおり通常総会に提案することとさせていただきます。

報 告 事 項

広田理事長 続きまして、第6の報告事項に入ります。情勢報告ということで、被用者保険の適用拡大と国保の事業運営の影響についてということで、私もちよっと挨拶で触れましたが、事務局のほうで説明をお願いいたします。

渡邊事務局長 それでは、説明をさせていただきます。資料はタブレットで3、協議・報告資料というところをご覧ください。これの1ページ、被用者保険の適用拡大と国保の事業運営への影響についてであります。現在政府では、全世代型社会保障の構築の柱の一つとして、勤労者皆保険の実現を掲げており、被用者保険の適用拡大の議論が行われています。これが国保にどのような影響を与えるのかということでございます。

2ページの上のスライドは、鳥取県市町村国保の世帯数及び被保険者数の推移ですが、ずっと減少傾向にあるということが見てとれます。

その下のスライドでございます。世帯主の職業別構成割合。緑色の部分が被用者、パート勤務だったりアルバイト勤務だったり、こういった方でございますが、令和4年度では32%を占めております。この部分の方々が被用者保険に移動した場合、国保の運営はどうなるのかということを考えていかなければいけないのではないかとというふうに考えます。

3ページに行きますと、被保険者の年齢構成でございます。緑色の部分が40歳から64歳、黄色の部分が20歳から39歳ですが、この部分が国保から抜けていくという可能性が高いということになります。国保の被保険者は、高齢の方に偏っていく、そういった可能性が出てまいります。

その下のスライドは、制度ごとの被保険者数等の推移ですが、国保が減少する一方で、後期は増加しており、その差は年々縮まっています。

次の4ページ、上のスライドですが、審査支払件数では、後期が国保を上回っているという状況でございます。その下のスライドでございます。政府では、短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃であるとか、常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消などに、2028年までに取り組むというふうに国のほうでは言っているところであります。

本件につきましては、今後の国の動きを注視する必要があると考えております。また情報が入り次第、皆様と共有をさせていただきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

広田理事長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました被用者保険の適用拡大等に関わることににつきまして、何かご質問等ございますか。

小倉常務理事 少し補足をさせていただきたいと思います。非常に大きな話だと思っています。国保の死活問題になりかねない、そんなふうに思っているのです。要は、勤労被保険者の方々が、これからは全て被用者保険のほうに移動される。本当にそれでいいのかという話です。国保の運営上、そうなった後に、本当にもつのかもたないのか、そこは大きな岐路に立たされるというふうに思っています。先ほど短時間労働者は、被用者保険にということでしたけれども、現在、従業員100人以上の企業は被用者保険なのですね。それが今年の10月から50人以上ということになります。これをゼロにしようではないか、その目標が2028年というのが目安として国のほうから示されてい

ます。もう時間的にないということです。それと、業種、この被用者保険に移行しなさいよという業種も、今17業種に限定されているのです。ですから、漁業であるとか、農業であるとかいう業態は非適用になっているのです。これを5人以上の場合は全部被用者保険のほうに移行しようではないかということです。ですから、農業だろうが漁業だろうが林業だろうが、全てそっちのほうに行きます、5人以上使用者がおれば。そんな方向で今、2028に向かって進もうとしている。それが骨太の方針にしっかりうたわれ、国のほうの有識者懇談会の場で、その方向で言われている。国保サイドとしては、今抵抗はしています。抵抗はしていますが、なかなかどういう方向になるのか見えてこないというのが正直なところなのです。非常にこの議論は大きな話なので、意を同じくして皆さんと一緒に行動するときは必ずくると、そんなふうにも思っているところでもあります。実際のところ、勤労保険者の40%が被用者保険になったら、国保もちますか。ちょっと苦しいかなというふうに思っています。その辺があるので、ぜひ皆さんと一緒に、この話題に関しては注視していきたい、また、全国を巻き込んで行動していきたい、そんなふうに思っています。ですから、逐次、皆さんと情報共有させていただきますので、その辺はご協力をお願いしたいと思っています。以上です。

広田理事長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。また要望事項、先ほどのこれまでずっと要望してきた事項のこともあります。今後喫緊の課題として、皆様に認識していただき、また全国もそうだと思いますから、一緒になってまた国のほうに要望等も必要かと思しますので、またご協力、ご支援いただきますようお願いいたします。

それでは、次のほうに進めさせていただきます。続きまして、2の医療費適正化に係る国保連の取組についてから、5番の住民向け健康アプリ「とっとり健康+（プラス）」の活用状況と今後の展開についてまで、連続して事務局のほうからご説明をお願いいたします。

坂本事業推進課長 失礼します。事業推進課の坂本です。よろしくお願い致します。座って説明をさせていただきます。

5ページをお願いします。2の医療費適正化に係る国保連の取組についてです。国の第4期医療費適正化基本方針が示されまして、それを基に、鳥取県においても医療費適正化計画を保健医療計画の中で令和6年4月に策定し、医療費の適正化、社会保障費であるとか、保険料の低減に向けた施策展開が求められているところです。この中で各保険者であるとか保険者協議会の役割として、特定健診の受診促進や被保険者の健康の保持増進、データ分析に基づく課題把握、地域・職域が連携した健康づくりが求められておりますが、連合会の役割としましては、データ分析の強みを生かした鳥取県の現状把握や、課題の抽出に取り組んでおります。

取組の方向性としては3つの観点で進めております。国が示す指標の一つであります①番の医療資源の効果的・効率的な活用。②番の疾病の罹患・重症化

予防。③番の住民の医療受診行動の適正化です。

これらの観点における現在の取組状況を報告させていただきます。まず、①の医療資源の効果的・効率的な活用としまして、国が示しております効果が乏しいと指摘されている疾患に対する抗菌薬の使用状況と白内障の日帰り手術の実施です。鳥取県では抗菌薬の使用状況につきましては、特段多くなく、対策検討の優先度が低いと思われますが、一方で、次のページになりますが、白内障の外来手術におきましては、全国と比較しますと実施割合が少ないため、医療費の適正化を進める上で課題となる可能性があります。これについては、少ないというのが悪いということではありません。右側の図になりますが、県内の地域の傾向を把握するために、国保と後期のデータで調査をしました。特に中部圏域で実施割合が顕著に少なくなっておりまして、地域の差を示す結果となっております。現在は、原因については明確ではありませんが、今後さらに現状把握に努めてまいりたいと考えております。

続いて、②点目の疾病の罹患・重症化予防の観点であります。鳥取県は全国と比べまして血圧に課題が見られる一方で、特薬管理料などが少ないことが分かっております。45歳以上の働き盛り世代からの対策であったり、治療中断者の増加なども考えられまして、適切な医療受診の促進などが取組を求められているところです。

さらに、③番目の住民の医療受診行動の適正化の観点で分析しましたところ、休日診療、また時間外の診療などが全国平均を上回っている状況にあります。東中西の圏域別に見ますと、特に東部圏域で多い傾向にあります。中下段の2つの図で表してはおりますが、人口10万人当たりの診療報酬の算定回数で表しております。赤が全国、黒が鳥取県、青色が東部圏域の状況になっております。適切な受診行動を啓発する取組のエビデンスとなりまして、今後も年齢階層別など、疾病別の状況把握をしていく予定としております。

続いて、7ページをお願いします。循環器領域における効果的・効率的な保健・医療提供体制構築に向けたアドバイザリー会議について、でございます。心疾患及び脳卒中については、死亡要因の主なものでありまして、今後高齢化が進む中で、患者の増加による医療資源の逼迫が懸念されているところです。

国立循環器病センターが心疾患などの社会的課題の解決に向けて議論するアドバイザリー会議を設置し、政策提言の事業を進めることになりました。この会議の保険者代表としまして、鳥取県の国保連が選出されたところです。会議は7月の下旬に第1回を開催予定としておりまして、県や市町村と連携しながら保険者の共同体である国保連が地域の現場で実施する保健指導であるとか、地域包括ケアの実態、また、目指す方向などを現場の声を発信しながら、鳥取県の健康課題でもあります高血圧の進展抑制や、それに起因する介護予防の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次のページは参考になりますが、この会議の委員構成及び、今年度3回予定しております、会議の内容を記載しております。

続いて、9ページをお願いします。地域・職域が共同で健康づくりを実施す

るモデル事業の推進についてです。国保と協会けんぽが令和5年度から2か年で共同して取り組むモデル事業について、去る5月21日に実施市町村であります湯梨浜町に関係各者、国保中央会、協会けんぽの本部の両理事長に加えて、厚労省の笹子国保課長が一堂に会し、モデル事業推進懇談会にて、意見交換を行いました。このモデル事業については、協会けんぽと国保とを合わせた8割近くの町民の健康づくりをカバーでき、協会けんぽの理事長からは、協会けんぽ加入の間に健康を維持し、国保に送り出すことの重要性など、成果を全国に展開していきたいと意気込むコメントもいただいております。

また、同日、このモデル事業の推進強化に向けて、鳥取県知事を表敬訪問し、事業の有用性であったり、地域・職域の枠を超えた健康づくりの取組へのサポートなどが、全国に波及することへの期待のコメントをいただいております。

続いて、10ページをお願いします。住民向け健康アプリ「とっとり健康＋（プラス）」の活用状況と今後の展開についてです。

自身の健康状態を知り、生活習慣の改善を促すアプリ「とっとり健康＋（プラス）」を令和6年5月にリリースし、国保被保険者の方々に活用していただいているところです。各保険者の広報媒体及び、国保連合会のホームページなどを通じまして、利用勧奨をしております、非常に多くの反響をいただいております。

活用の拡大に向けまして、保険者の広報紙であるとかチラシの折り込み、市町村の健診会場や健康イベントに年間を通じて60回程度、国保連合会の職員が伺いましてPRを行っている状況です。また、10月のねんりんピックの会場におきましても実施する予定としております。

反響としましては、新聞社からの取材もありまして、また、住民からの問合せなども多い状況にあります。利用者からは、健康状態がグラフなどで表示されるところが好評でありまして、アプリ専用の広告ページにも6,000件を超えるアクセスをいただいております。

次のページをお願いします。アプリの今後の展開としましては、鳥取大学工学部と共同研究をしておりますAIをアプリに登載しまして、疾病の将来予測と生活習慣の改善を提案してまいります。より個人の健康状態に着目して、最も疾病リスクを下げるためのポイントを提案する予定にしております。健診の未受診者の日常生活の情報を入力することができ、将来予測ができる機能であるとか、糖尿病と脳卒中、心疾患の3疾病及び高血圧症、脂質異常症、COPDなどの疾病を加えた6つの将来予測の対象疾病に拡大をする予定としております。年内に開発を終えまして、年度内のリリースを目標にして進めている状況です。

私からは以上です。

広田理事長 ありがとうございます。

ただいまご説明がありました事項について、皆さんのほうで何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

白石副理事長も、このアプリがもっと私達も使えたらと言われていましたが。

白石副理事長 使えると宣伝できるのですが、何かちょっとね。国保に入っている人だけなので、広めることがしにくいなと思っています。

小倉常務理事 今は、住民向けは国保だけですから、皆様方はちょっと使えない状況。よく言われるのは、後期の方から使えるようにしてくれというのをよく言われるのですよ。

白石副理事長 結局、いろんな集落とかで健康体操とかやっているわけですよ。そこに町の役場から指導する人が行くわけです。それをみんなが持っていたら、ちょっとこれ見てくださいとか言ってできるのではないですか。そういう運動にしていけばいいかなという気はします。

小倉常務理事 そうですね。保健指導用のタブレットはそれぞれ今活用されているのですが、個人向けについては、個人の方でないと、というのがありますが、ダミーでこんなことが見えるようになるのですよ、というのは、我々のほうで準備させていただくことは可能なので、そういう機会を与えていただければどんどん出ますけどね。

広田理事長 自分で、こうやって見えたりして、疾病の発症の可能性が下がってきたとか、何か。

小倉常務理事 対象者の方にそれを登録してもらって自分の情報を見てもらうのが一番効果的。

白石副理事長 タブレットは個人の機械ではなくて、使い回しみたいな形。そこで共通のやつを見るという感じはできますか。

小倉常務理事 できます。個人の分を見ようと思えば個人の分も見えます。今各市町村回りをキャラバンとしてやっているのですが、好評なのです。先ほど説明しましたが、問合せ多くて、なかなか対応し切れないところもあるのですが、ぜひこれを機に、恐らく皆さんスマホはお持ちなので。

広田理事長 そうですね。公共交通の関係で関金の高齢者の人はあまりスマホを持っていないかもしれないというようなことで、60代も90数%だったかな。70でも80%ぐらいだったかな、ほとんどスマホを持っていますからね。その辺りでいくと、こういった何か自ら管理ができたり、私達は特定健診の受診率が悪いものですから、そういったところのデータなども生かしていけるということになれば、その受診率の上昇にも非常に効果があるのではないかと思いますけどね。

小倉常務理事 先ほども担当が説明しましたが、今年、AI機能の登載をします。これのメリットというのは、今までは特定健診結果やレセプトを読み取って、それから将来予測を提示しているのですが、AIを使うことによって、特定健診をされていない方、実際、元気なつもりだけど自分はどうかというのをAIで判定できるようになります。悪ければ、行動変容に移していただく。そんなきっかけづくりもできるのではないかというふうに思っています。

広田理事長 いいシステムだなと思って感心はしますが、私たちも使いたいというのは確かにありますけどね。

小倉常務理事 データをください。A I ぐらいはできるかも。未受診でも測定、将来予測してくれますので、そこは使えるかもしれないですね。

広田理事長 なるほど。入り口、そこに入っていただくのは、そういったことでもいいのかもしれませんがね。

小倉常務理事 はい。

広田理事長 皆さんのほうから何かありますか。よろしいですか。

それでは、質疑もないようですので、続いて、6番の国保総合システムの最適化及び市町村事務処理標準システムとの機能整理について及び7の国保総合システムに係る令和7年度国庫補助要求に向けた対応についてまで、事務局のほうでご説明をお願いいたします。

田淵総務課長 失礼します。総務課の田淵と申します。よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

12ページをご覧くださいと思います。6、国保総合システムの最適化及び市町村事務処理標準システムとの機能整理について、でございます。

1、概要でございますが、国保総合システムでは令和10年度に向けて、デジタル庁監修の下、支払基金との審査支払領域の共同開発を行っているところでございます。この共同開発において、削減効果の発現を目指すことを提言されたことから、国保総合システムの保険者向けサービスの機能について、事務処理標準システムに移行し、システムを統合することが検討されておりました。しかしながら、システム改修や構築費が当初の見積り以上に高額になるといったことから、国保総合システムの保守・運用費用を最大限に低減する最適化の案を検討することとなりました。

この最適化の方針でございますが、2、国保総合システム最適化の方針（案）に記載してございます。（1）ですが、国保総合システムの保険者給付システムにおいて、下線を引いておりますが、市町村事務処理標準システムと機能が重複しており、かつ保険者においてあまり利用されていない機能・帳票・インターフェース等を見直し、システム基盤を縮小し、さらなるサーバー統合、DB最適化など、非機能的対応を進め、保守・運用費用の削減を図ることとしています。

見直し対象の帳票の一部の例でございますが、高額療養費支給（不支給）決定通知書などでございます。

（2）です。機能等の見直しに当たっては、保険者ヒアリングを6月上旬に実施しております、国保中央会で結果集計を行っているところでございますが、業務の実情を把握した上で進める予定でございます。

（3）ですが、見直しに係る開発は、審査支払機能に関する改革工程表に定める審査領域の共同利用及び医療DXの整合性を図りつつ、令和6年度から着手します。

3、今後に向けた対応でございますが、現在、国保連合会が共同処理事業等で受託する資格確認及び高額療養費に関する支給算定までの業務は、引き続き連合会で継続してまいります、見直し対象となった帳票等は、市町村側の業務

運用の変更をカバーできるよう国保中央会と7月から8月にかけて代替案等を検討していきます。今後も最新情報は随時市町村と共有し、対応して整理していきます。

こちらの説明は以上でございます。

続きまして、13ページをご覧ください。7、国保総合システムに係る令和7年度国庫補助要求に向けた対応について、でございます。国保総合システムの更改は、通常に比べ多額の費用が必要となります。この開発経費等の財源については、連合会が保有する積立資産だけでは不足しており、保険者から徴収する審査支払手数料を引き上げて対応すれば保険料の引上げにつながり、財政基盤が脆弱な国保財政は、より厳しい財政運営となります。このため、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、国への財政措置を要望するものでございます。

1、これまでの経緯についてで、ございます。記載してあるとおりでございますが、第1段階として、クラウド移行、支払基金システムと受付領域を共同利用するためのシステム開発に取り組み、令和6年度に稼働しています。

第2段階として、支払基金と審査領域を共同開発・共同利用するための開発について、保守・運用費の縮減を求められているところであり、これまでの地方6団体等による国への一体的な要望により、ご協力いただき、記載のとおりおかげさまをもちまして、不足額に係る国庫補助を獲得できたところです。

現在の状況でございますが、クラウド環境への移行が完了いたしました。開発期間の制限等からクラウドリフトにとどまっており、そのため、運用・保守費用の削減が限定的となり、従来のオンプレミス環境より高額になることが課題となっていることから、システムの最適化を行い、保守・運用費用の削減を実現することとしております。

3、本会の取組でございますが、枠内に書いてあるとおりでございます。4、今後の取組でございますが、秋の国保大会の際に、国の動きやタイミングを注視して、陳情等要望活動を展開していきたいと考えております。皆様のお力添えをいただければと考えております。

説明は以上でございます。

広田理事長 ありがとうございます。

皆さんのほうでこれらのことについて何かご意見、ご質問等ございますか。

小倉常務理事 1点補足させてください。市町村の事務処理システムと国総システムの関係なのですが、市町村の事務処理システム、市町村のクラウドがありますね。令和7年度から順次入ってくると思うのですが、その中に、市町村の事務処理システムを実装されるということになります。それと、国総で今やっている保険者サービス系のサービス、これがダブルの機能になるので、同じ機能を持つことになる。だから、国総のほうをなくしてしまえと、みんなこっちに任せようではないかというのが話の発端だったのです。ただ、一斉に市町村がそれをできるわけではない。要はオプションであったり、いろんな取組、まちまちの取組になるので、今まで市町村の方々に行っていたサービスの

主なところは今までどおり国総のほうで実装しようではないか、その取捨選択を今やっているということなのです。使用頻度の低いのはもうやめてしまおうかと。その一例に上がっているのがさっき申し上げました高額医療の支払通知であるとか、そういうのはもう市町村に任せようかというふうに言われているのですけれど、非常に本県の場合、ニーズが高いのですね。これは廃止されたら困るというのが全市町村でありまして、そこを今せめぎ合っているところです。例えば廃止ということになると、代替措置、それは外づけの独自システムを持つのか、それとも、市町村のほうにどんなサポートができるのか、そんなことも含めながら、これから8月、9月、10月と中央会、厚労省と協議をしていくことになります。ですから、これから議論が本格的になるので、皆様のほうにご相談を随時かけていくことになると思います。ぜひその辺は楽になるのはどうしたらいいのか、もしかして市町村になると人の問題も出てくるわけです。それは避けていきたいというふうに思っているのも、またお知恵をお借りしたいというふうに思っております。また随時ご協議させていただきたいと思います。そんな問題を含んでいるということだけご承知いただきたいと思います。

広田理事長 ありがとうございます。

標準システムのこともなかなか進んでいないので、令和7年度、うちでは富士通さんはちょっと難しいかもしれないというお話もいただいているところで、これらの情報は結構国も知っているのでしょうけど、でも令和7年度からもうちょっと先までという言い方は、私が知っている情報はまだないので、どうも不可能ではないかなと。

小倉常務理事 令和7年は無理みたいなことは聞いています。1年延びるのかなという話なのですが、ただ、蓋を開けてみると、必須項目とオプション項目があって、標準事務処理システムは、その中身によって分かれるので、その辺市町村によっても対応が異なってくるのかなというふうに思っています。ですから、できるだけ本県の保険者の方々に支障のないように、それを心がけております。医師国保は入れますから、そこはご安心ください。

広田理事長 皆さんのほうから何かありますか。よろしいですか。

それでは、質疑もないようですので、説明のとおりとしたいと思います。途中でいろいろな協議もさせていただきたいということでしたので、情報共有を図っていただいたらと思います。

以上が準備していた事項等でございますが、報告事項は以上です。その他何かございますか。

どうぞ。

渡邊事務局長 事務局から、今日、机の上に配付させていただきました資料の中で、チラシが2種類ございます。1つ目は、「はばたけとっとり健康増進フォーラム」のご案内です。9月14日（土）、午前10時半からとりぎん文化会館で開催いたします。東京大学高齢社会総合研究機構の飯島先生、女子栄養大学の津下先生をお招きして講演をいただくとともに、医療・保健・介護・

福祉に携わっておられる方々にお越しいただいて、タウンミーティングも行います。そのほか展示・体験・販売ブースも設ける予定でございます。できるだけたくさんの方々の参加をお願いしたいと思います。

もう一つ、2枚目、国保制度改善強化全国大会のご案内でございます。11月15日金曜日、午後1時から、砂防会館別館で全国大会を開催、その後陳情活動を行う予定でございます。詳細が決まりましたら、また改めてご案内いたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

小倉常務理事 ご出席期待しております。

広田理事長 皆さんが予定しておいていただきますようお願いいたします。

小倉常務理事 別途案内を出します。

広田理事長 また別途、案内が来るということです。お願いします。

田淵総務課長 すみません。最後になりますけれども、7月22日（月）、1時半から通常総会を白兔会館で開催をいたしますので、ご出席のほうをよろしくお願いいたします。以上です。

広田理事長 ありがとうございます。

では、皆さんがご出席いただきますようお願いいたします。

それでは、以上で準備していた議題は全て終了ということで、これにて終了でよろしいでしょうかね。

広田理事長 では、以上をもちまして、本年度の理事会を終わりたいと思いますので、皆さん、ご協力ありがとうございました。また通常総会、よろしくお願いいたします。

田淵総務課長 午後2時45分、閉会を告げる。

閉 会

上記のとおり会議の次第を記録して、それに相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年7月8日

署名理事（八 頭 町 長）

署名理事（鳥取県後期高齢者医療広域連合事務局長）